

議会事務局

随意契約件数

3件

金額

7,802,000 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----------|--|----------|------------------|-----------------------|-------------|---|---------------------------|
| 議会事務局 | 令和7年度大分県議会本会議及び予算特別委員会に係る映像のインターネット配信及びテレビ中継用映像の配信業務委託契約 | 令和7年4月1日 | 大分市東春日町1番2号 | 大分県デジタルネットワークセンター株式会社 | 3,124,000 円 | ①本業務は、インターネット配信及びテレビ中継を通じて県民に対して幅広く議会本会議・予算特別委員会の視聴を可能とするものである。 ②これを行うためには、インターネット放送及びケーブルテレビの2点で満足する環境を整備することが必要である。 ③大分県デジタルネットワークセンター株式会社は、「豊の国ハイパーネットワーク」について大分県から利用承認を得ている唯一の業者であることから、それを利用してインターネット中継を行い、かつ県内のケーブルテレビ事業者に映像・音信の伝達を行うことが可能な唯一の業者である。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 議会事務局 | 令和7年度県議会放送における手話通訳派遣業務委託(単価契約) | 令和7年4月1日 | 大分県大分市大津町1丁目9番5号 | 社会福祉法人大分県聴覚障害者協会 | 2,500,000 円 | ①本業務は、聴覚障害者に対して、県議会放送で審議内容を迅速に伝えるため、必要な手話通訳者を配置するためのものである。 ②これを行うためには、厚生労働省が認定する手話通訳士又はそれに準ずる能力を有しかつ県が認定する手話通訳者に委託する必要がある。 ③上記資格を有する者は、大分県内で社会福祉法人大分県聴覚障害者協会のみである。 ④単価契約: 【手話通訳】 (業務時間数 : 単価) 30分未満 : 5,000円 30分以上1時間未満 : 10,000円 1時間以上1時間30分未満: 15,000円 1時間30分以上2時間未満: 20,000円 2時間以上2時間30分未満: 25,000円 2時間30分以上3時間未満: 30,000円 3時間以上3時間30分未満: 35,000円 3時間30分以上4時間未満: 40,000円 4時間以上 : 40,000円に1時間当たり10,000円を加えた額とする。 【手話通訳手配】 事務費金額 5,000円/手配1枠 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 議会事務局 | 「県議会だより」作成掲載委託契約 | 令和7年5月1日 | 大分県大分市府内町3-9-15 | 有限会社大分合同新聞社 | 2,178,000 円 | ①本業務は、県議会の活動内容等を県民に対しわかりやすく効果的に情報提供を行うことを目的に、新聞広報を行うものである。 ②より多くの県民に情報提供するためには、県内での新聞発行部数の割合が高い新聞社から優先して選定していく必要がある。 ③大分合同新聞の代理店は県内で当社1社のみのため、随意契約を締結する。 ④単価契約: 121,000円/1段 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |